

京都市告示第312号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年9月28日

京都市長 門川大作

道路の種類            府道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
宮ノ辻神吉線	右京区京北細野町信濃垣内32番地3地先から	旧	メートル 47.10	メートル 8.60
	同町33番地4地先まで	新	36.50	8.43 ~ 19.33

(建設局土木管理部道路明示課)